

21世紀を地方自治の時代に

通巻651 2017. 7 付録

東海版 NO.389号 2017. 6. 10

東海自治体問題研究所

住民と自治

発行 自治体研究社

〒162-8512 東京都新宿区矢来町123 矢来ビル4F
TEL03-3235-5941 (代)・FAX03-3235-5933

発行人 福島 譲 編集人 谷口 郁子

〒462-0845 名古屋市北区柳原3-7-8

TEL・FAX 052-916-2540

<http://www.tokaijitiken.web.fc2.com/index.html>

E-mail:tjmken@f6.dion.ne.jp

理事長 市橋 克哉 (名古屋大学教授)

編集責任 長谷川洋二 (事務局長)



竹林整備と筍料理

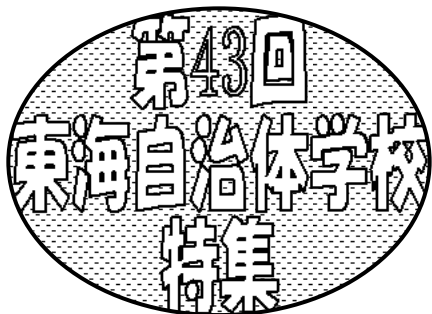
中津川市坂本(千旦林)

中津川にある「恵那山みどりの会」の毎年やっている活動の一つである親子の参加行事で5月5日にスタッフ合わせて80人ほどで竹林整備と筍料理が開かれました。今年は、猪に筍を食べられてしまい猪のおこぼれをいただくことになり自分たちで掘る筍は少しでしたが収穫ができ皆さん大変喜んでいました。

撮影 大野 好秋 (日本リアリズム写真集団)

7月号の内容

第43回東海自治体学校特集.....	2P
理事長あいさつ (市橋克哉)	3P
名古屋市の地下鉄財政を考える (中川博一)	4P
医療・介護再編への愛知の状況と課題(西村秀一)	15P
研究会報告.....	20P
東海ローカルネットワーク.....	22P
行事案内.....	24P



5月21日(日)に名古屋大学で、第43回東海自治体学校を開催しました。180人を超える自治体労働者、市民、議員などが参加しました。午前中の全体会では、市橋理事長が開会のあいさつを行い、中山徹奈良女子大学教授が「市民共同自治体への展望」と題して講演を行いました。

午後からは、「住民自治を実現する」など3つの講座と「公共施設なのに、『住民の声』が届かない!？」など7つの分科会を行いました。

全体会で、中山教授は、雇用、医療、教育そしてテロなどに対する不安、不満に対し、より新自由主義的な方向での改革、国家主義的な方向での改革か、それとも反新自由主義的な方向での改革かが問われている。国政レベルでは、野党共闘が前進したが、自治体レベルでも保革を越えた市民、政党の連携が前進し始めている。地域の状況によって共同の形態は違うが、主人公は市民である。大変だけど市民が主体となって進めることが重要であると強調されました。

中山徹奈良女子大学教授の講演内容は次号に掲載します。

■ 市橋理事長あいさつ

自治体学校は、もう40回を越え今回で43回目を迎えます。「市民の共同で憲法が生きる自治体を展望する」という、そういう題になっています。一言だけですが、ここにも出てきますが、市民の共同という言葉があるのですけれども、今とても危惧しているのは、皆さんがご存知のとおり、共謀罪が国会で強行採決され通ろうとしています。

この共謀罪は新聞等でもものが言えなくなる、あるいはもの言う市民を断すとか、そういう面があって、もちろんそれは警察が一方的な判断で市民と市民ではないテロリスト等を区別して準備段階から調査に入るとか、あるいはしょっ引くとか。ひいては治安維持法のような拷問もあるかもしれないとか、そういう話がいっぱい出ているのです。

もう1つ、それに加えてお話ししたいのは、市民の共同ということが根本的に壊れるというところだと思います。これは何を言っているかという、密告とかお互いに警察が監視する、国家権力が監視するだけではなく市民間、住民の間で監視が始まるという、現に始まっている面もあるのですが、さらにそれが犯罪、刑事責任と接合、結びついた形で始まるというそれを一番恐れています。

少し前にテレビで「わが青春に悔いなし」という、古い人はご存知かもしれませんが、黒澤明監督の戦後の最初の作品がありまして、これが京都大学の滝川事件と、それから尾崎秀実ゾルゲ事件をセットにして一緒にしたものなのです。そこに出てくる当時の農村社会における治安維持法で断された家族の悲惨な村八分とか、社会的排除が、これでもかこれ



でもかというぐらいに描かれていました。そういうグラスルーツの心で、社会の心で共同どころではない排除、それから、差別・ヘイトというものが蔓延しかねない状況であると。こちらも非常に怖いのではないかと思っています。

そういう社会にならないようにしないといけないわけです。その点でも今日お話しになる、市民の共同をどうつくっていくか。お互いに監視するような、そういう監視社会。ディストピアという言葉があります。ユートピアの反対ですが、そういう暗い社会のこと、・・・ディストピアといいます。この日本がディストピア社会へと至らないように何かをしないといけないと思う今日このごろです。

今日は午前中が「市民の共同で憲法が生きる自治体を展望する」ということで、中山先生のお話があります。それから、午後は分科会が7つあります。ぜひ皆さん、年に1回、地方自治、地域社会を具体的な問題をとおして考えていただければと思います。簡単ですが、あいさつとさせていただきます。どうもありがとうございました。

報告の要旨は事務局でまとめました。

名古屋市の地下鉄財政を考える

— 借金財政が改善か? —

中川 博一(会員)

はじめに

名古屋の地下鉄はH27年度の年間乗車人員4億6606万人、名古屋市交通の大動脈となっている。地元の大手私鉄の名鉄の乗車人員は3億6148万人(2014.3.31現在)であることからして、その規模の大きさがわかるというものである。その地下鉄事業は膨大な設備を要するため、その財政事情がどうなっているか。なかでも名古屋市財政への影響がどの程度なのか気になるところである。しかし、地下鉄財政の会計処理は複雑である。それをできるだけわかりやすく説明していきたい。

1. 地方公営企業の会計を理解するために

(1) 先行研究

先行研究として、まずあげたいのは名古屋市の地下鉄が深刻な運営資金不足に陥っている背景を明らかにした島田善規「地下鉄の資金不足の背景と人口減少時代の地下鉄経営の課題」(2010)『日本都市学会年報』第43巻である。本稿では、巨額の資金不足という現象は、地下鉄建設へ企業債によって調達した資金を投入するという『大量投資』の結果であるが、その「大量」をどう評価するかを述べている。また人口減少時代における地下鉄経営について交通政策的、歴史的な視点からの考察もあって大いに参考とした。

また、名古屋市地下鉄の経営実態を分析・解明した論稿としては名城大学教授鈴木純義氏の名城論叢「名古屋市地下鉄事業会計研究—改正会計制度の平成26年度全面適用を見据えて—」(2014)がある。この論稿は名古屋市地下鉄の事業会計を例に取り公企業の財務諸表の問題点を整理しながら地方公営企業の

あり方をといている。そのことは結果として名古屋市の経営実態を分析・解明することにつながっている。もう一つの命題である26年度から実施された地方公営企業制度改正への評価にもつながっている。いずれにしても、名古屋市の地下鉄財政の実態が詳細にまとめられたことは非常に意義のある論稿といえる。

(2) 会計簿の解説

地下鉄は地方公営企業なので、会計処理は複式簿記を使用している。複式とは損益関係の会計簿として損益計算書を、資本関係の会計簿として貸借対照表を使用する二つの方式の会計である。なお、今日ではこの二つの会計簿に加えてキャッシュ・フロー計算書も使用することになっている。名古屋市高速鉄道事業会計ではH26年度からこのキャッシュ・フロー計算書の使用が始まった。キャッシュ・フロー計算書が加わることによって損益計算書にみられる業務活動と貸借対照表にみられる投資や財務活動でのお金の流れが、よくわかるようになったといえよう。

(3) 地方公営企業会計制度の改正

地方公営企業会計制度が改正され、H26には名古屋市の地下鉄財政もそれが全面的に適用されるようになった。改正点の主なものを二点ほど述べることにする。一つは地方債を発行すると、建設債であれば建設費の支払いに充てられるが、会計処理としては貸借対照表で「借入資本金」として「資本の部」に入れていたものが、「負債の部」に入るように変わった。借金をして資本が増えるということもおかしいということである。もう一つは

「みなし償却」の取り扱いが変わった。「みなし償却」については、減価償却と併せて後段で説明することにする。これらは利にあった変更点と言えようが、システム的にはやはり複雑で理解するのに苦勞するところである。

2. 収益的収支と資本的収支を概観

名古屋市交通局HP（交通局事業概要）の「平成27年度の決算見込み」をみると、地下鉄の分野とバスの分野に分かれて、収益的収支と資本的収支の二つの表が掲載されている。

表 I は地下鉄分野の表である。

前項(2)「会計簿の解説」では、地方公営企業では損益計算書と貸借対照表の二つの会計簿を使用すると説明したが、要するに地方公営企業の会計は二つの財布をもっているということになる。地下鉄の運行事業に伴う収益的収支と地下鉄の建設や車両などの資産に伴う資本的収支に分けられる。そして収益的収支については損益計算書を基に作成され、資本的収支は貸借対照表を基につくられている。なお、貸借対照表は、損益計算書が1年間の収支を見るのと違って、ある時点の資産や負債・資本の実状をあらすという特徴がある。したがって資本的収支とは貸借対照表の

対前年度比の増減を示すことになる。ここでは、主に収益的収支と資本的収支の二つの表をもとに地下鉄の財政状況を概観することにする。

(1) 収益的収支

収益的収支については**表 I** をみながら解説することにする。

表 I の収益的収支をみるとその中には営業収支と経常収支と特別収支の三つの収支をみることができる。

営業収支は営業収益が807億円、営業費用が672億円で135億円の黒字である。営業収入のうち運輸収益は742億円で、ほとんどが運賃収入である。営業費用は駅務員をはじめとした職員の人件費が253億円、電車動力費や施設の修繕費などの経費が174億円、減価償却費は245億円である。

経常収支は営業収支に営業外収支を加えた収支である。営業外収益は104億円。そのうち一般会計補助金が59億円となっている。これは名古屋市の一般会計から繰出される補助金で、そのうち47億円は特例債元金償還補助金である。特例債については後段の企業債で説明しよう。なお、こうした名古屋市の一般

表 I 地下鉄事業 平成27年度の決算見込

収益的収支			資本的収支		
(税抜 単位: 百万円)			(税抜 単位: 百万円)		
	区 分	27年度見込		区 分	27年度見込
収入	営業収益	80,721	収入	企業債	15,589
	うち運輸収益	74,242		うち建設改良債	7,202
	営業外収益	10,436		一般会計出資金	2,387
	うち一般会計補助金	5,855		一般会計補助金	2,075
	うち長期前受金戻入	4,286		国庫補助金	1,050
経常収入	91,157	貸付金返還金		522	
支出	営業費用	67,235		その他	215
	うち人件費	25,355		資本的収入	21,838
	うち減価償却費	24,463		建設改良費	12,186
	営業外費用	11,634		企業債償還金	26,096
	うち支払利息	11,288	平準化債償還金	2,180	
経常支出	78,869	特例債償還金	4,469		
営業収支	13,486	緩和債償還金	16,613		
経常収支	12,288	資本的支出	61,544		
	特例債元金償還補助金	4,469	資本的収支	△ 39,706	
	実質経常収支	7,819	資金不足額	△ 12,054	
特別収支	△ 936	資金手当債残高	227,857		
純損益	11,352	実質資金不足額	△ 239,911		
累積欠損金	△ 264,577	企業債残高	543,398		

出所：名古屋市交通局HP交通局概要「27年度の決算見込」より筆者作成

会計から繰出される補助金、高速度鉄道事業会計にとっては一般会計からの繰入金であるが、これについては後段で検証することにする。なお、一般会計からの繰入金には、こうして収益的収入に繰入れるものや、次に取り扱う資本的収入に繰入れるものもある。また営業外収益には長期前受金戻入43億円が入っているが、これについては「みなし減価償却」と関係するので後段で検証することにする。

次に営業外費用は116億円となっているが、そのうち支払利息は113億円である。支払利息は地下鉄財政にとっては、大きな負担となっていることがわかる。こうして、営業収支と営業外収支とをまとめたものが経常収支となる。

特別収支では9億円の損失を出しているが、この中の特別利益には一般会計の負担金のうち過年度処理したものが含まれる。支出には減損損失などがある。

これら三つの収支を精算すると収益的収支の純損益は114億円となる。つまり、2015年度は黒字なのである。

なお累積欠損金が△2645億円になっているが、これは地下鉄事業の始まりから今日までの純損益を表している。ただし、この累積欠損2645億円は返済しなければならないという数字ではないので、その点はふまえておく必要がある。実際の経営実態は次の資本的収支をみなければわからないのである。

(2) 資本的収支

名古屋市地下鉄は新たな路線の建設は終わってはいるが、建設改良のための費用は毎年必要である。H27年度には地下鉄東山線可動式ホーム柵の整備や地下鉄構造物の耐震補強が行われた。そのため、資本的支出には建設改良費がみとめられる。また今まで発行してきた企業債の償還金が必要となる。そこで、それをどのように賄い、そしてどのように支払ったのかを表Iの資本的収支で見ってみることにしよう。

企業債収入が156億円となっている。企業

債にはいろいろな種類があるが、地下鉄事業に関する起債は一括りに、企業債と呼んでいる。ここでの企業債の内訳は建設改良債72億円、資本費平準化債49億円、特例債34億円である。建設改良費に対する資金としては、国庫補助金と名古屋市からの出資金、建設改良債で賄われる。また、一般会計補助金20億円なども、建設改良費への補助金である。そして資本的収入は218億円にとどまっている。

次に支出を見てみよう。まず、建設改良費が必要であるが表では122億円を支出している。次に企業債への償還金が必要となる。表では企業債償還金261億円となっているが、これは建設債と建設改良債をさしている。また平準化債償還金22億円、特例債償還金45億円、緩和債償還金166億円となっている。そして資本的支出の合計が615億円となっている。従って、資本的収支は397億円の赤字と言うことになる。要するに名古屋地下鉄の資本的収支でのやりくりとは、建設と建設後の改良費で借りた地方債をどのようにして償還していくかということにあるといえる。

397億円の赤字に対しては、減価償却費などの現金支出で賄ったが、それでも足りずに121億円の資金不足となっている。すなわち名古屋市の地下鉄財政は資金不足状態にあるということである。

この資金不足のために、再び借金をして、やりくりしているのである。資金不足の121億円に対しては資金手当債（資本費平準化債、資本費負担緩和債）で賄っているが、今までやりくりしてきた資金手当債残高は2279億円となっている。その残高に121億円を加えたのが、2015年度の実質的な資金不足額で2399億円と言うことになる。

企業債残高は5434億円となっているが、これは資金不足額他に、元々の建設債、建設改良債を含めた全ての借金と言うことになる。なお、ここで述べている減価償却費や資金不足額・実質資金不足額については、後段の経営の実態や資本の実態の中で詳述することにする。

(3) 概観して

収益的収支と資本的収支を概観する中で、一般会計出資金、一般会計補助金、企業債、各種企業債償還金など耳慣れない用語が出てきた。これらは、地下鉄財政の財源に関する用語といえる。地下鉄を建設するにあたっては自治体の負担金はもちろんであるが国の補助金も必要である。企業債に関しては支払利息も重要な問題である。

また、収益関係では減価償却や前受金戻入についても理解をしておかなければならない。

さらに、H27年度だけの収益的収支と資本的収支を見ているだけでは、経営状況がどうなっているのかわからない。経営実態を把握するためには過去の推移(表Ⅱ参照)を見る必要がある。その推移も、財源問題を中心としてみていきたい。

3. 財源問題**(1) 国からの補助金**

国の補助金制度はS37(1962)から始まっている。この制度は利差補給方式と呼ばれて

表Ⅱ 地下鉄建設の推移と地下鉄財政

年度	地下鉄建設区間	建設 キロ	建設費(億円)		収益的 収支 (純損益) 億円	支払 利息等 億円	営業 損益 億円	資本的 収支 億円	資金 不足額 億円	資金 手当債 残高 億円	実質 資金 不足額 億円	企業債 残高 億円
			総額	1キロ 当たり								
1989	H元 中村区役所-今池	8	2,523.2	336	124	335	59	△ 132	39	574	613	6,620
1990	H2				△ 86	388	△ 15	△ 161	42	600	642	6,747
1991	H3				△ 329	381	△ 17	△ 40	44	757	801	7,015
1992	H4				△ 225	380	29	△ 93	57	853	910	7,284
1993	H5 上小田井-庄内緑地公園	1	396.0	273	△ 225	379	26	△ 109	59	977	1,036	7,671
	今池-野並	8	1,775.4	213								
1994	H6				△ 355	434	△ 55	△ 80	63	1,121	1,184	7,643
1995	H7				△ 334	422	△ 44	△ 53	63	1,235	1,298	7,618
1996	H8				△ 262	405	17	△ 55	65	1,289	1,354	7,574
1997	H9				△ 248	388	11	△ 32	66	1,375	1,441	7,548
1998	H10 大曽根-砂田橋	6	1,609.8	258	△ 199	368	38	△ 166	68	1,435	1,503	7,448
1999	H11				△ 184	349	41	△ 172	68	1,505	1,573	7,442
2000	H12				△ 199	335	12	△ 245	70	1,662	1,732	7,521
2001	H13 平安通-上飯田				△ 165	315	32	△ 188	72	1,822	1,894	7,578
2002	H14 砂田橋-名古屋大学				△ 146	299	81	△ 332	73	1,986	2,059	7,679
2003	H15 名古屋大学-新瑞橋	5	937.4	184	△ 130	281	92	△ 276	78	2,079	2,156	7,698
2004	H16				△ 122	273	89	△ 260	103	2,120	2,223	7,606
2005	H17				△ 319	259	116	△ 239	101	2,178	2,279	7,442
2006	H18				△ 49	242	143	△ 221	99	2,223	2,321	7,267
2007	H19				△ 18	228	148	△ 253	96	2,260	2,356	7,111
2008	H20				17	202	151	△ 194	94	2,281	2,375	6,899
2009	H21 野並-徳重	4	670※見込	163	41	182	159	△ 256	97	2,322	2,418	6,703
2010	H22				40	164	153	△ 323	94	2,391	2,485	6,575
2011	H23				17	160	132	△ 275	96	2,428	2,524	6,370
2012	H24				44	146	147	△ 293	97	2,440	2,537	6,163
2013	H25				64	136	163	△ 261	69	2,463	2,531	5,967
2014	H26				40	126	117	△ 341	97	2,386	2,483	5,741
2015	H27				113	113	135	△ 397	121	2,279	2,399	5,433

出所) 名古屋市交通局H交通局事業概要「地下鉄のあゆみ」
各年度「名古屋市公営企業決算審査意見」より

表Ⅲ 地下鉄建設の財源スキーム

補助対象外事業		
一般会計出資金 20.0%	企業債：30年間償還 80.0%	

補助対象事業			
一般会計出資金 20.0%	補助金		建設債 25.8%
	国庫補助金 25.7%	一般会計補助金 28.5%	

出所：鈴木純義「名古屋市営地下鉄事業会計研究」より

いる。補助対象となる建設費は前年度建設費から間接費を控除した額の90%で、補助率はその10.5%であった。補助する方式は、実績金利と政府資金の貸出金利（6.5%）との差

額を補助する方式で前年度建設費の利子の一部を2年分に限り助成するに過ぎず、地下鉄財政支援としては焼け石に水であった。その後S42（1967）～H2（1990）まで運営費補助方式に変更。その間、S45（1970）からは補助率が一気に50%に引き上げられたため、その負担額は国と自治体が折半するようになった。そして現在はH3（1991）に始まる資本費（建設費）補助方式と呼ばれる制度になっている。国の補助金を含めて、地下鉄の建設に関する仕組みは、表Ⅲのようになる。この表からわかるように、地下鉄建設は補助対象外事業（総係費、車両費、建設利息）と補助対象事業に分かれる。補助対象外事業は自治体からの繰出しとなる一般会計出資金が20%、残りの80%が企業債（30年間償還）となっている。補助対象事業では一般会計出資金が20%、補助金は自治体が28.5%、国が25.7%の54.2%、建設債が25.8%となっている。つまり自治体の負担は48.5%である。なお、名城線（大曽根～名古屋大学間）建設事業の場合も約8割が補助対象事業、残りの2割が補助対象外であった。

注）建設債を除くその他の企業債

①高資本費対策借換債

公営企業金融公庫から借入れた企業債のうち、利率が6.0%以上のものについて、借換のために発行した企業債である。

②特例債（10年間償還）

S45（1970）年度に創設されたが、その後は旧特例債、既特例債、新特例債、新々特例債、続特例債と続き、現在はH25～34年度起債発行の建設改良債の支払利息に関して「再特例債」が設けられている。

③資本費負担緩和分企業債（30年間償還）

S59（1984）年度に導入された。著しく高い資本費負担により生じている資金不足を緩和するため、建設改良債の支払利息（建設利息及び特例債発行対象利息を除く。）について発行できる企業債である。H17（2005）の資本費平準化債創設以降は、その平準化債を充当してもなお、資金不足がある場合に発行されることとなった。

緩和債も平準化債もその元金・利子に対して特段の財政措置がとられるわけではなく、全額自己負担なので、直ちに不良債務の解消につながるものではない。ただし、緩和債の利子支払に対してはH4～13年度の10年間にわたって、名古屋市独自の一般会計補助金として合計で67.6億円が繰出されている。

④資本費平準化債

H17（2005）に創設。地下鉄改良債の償還期間と地下鉄施設の減価償却期間との差により構造的に発生している資金不足を補うために発行した企業債。建設債・建設改良債の元金償還期間は政府資金で25年、公庫資金で23年である。これに対して地下鉄施設の減価償却期間は45年である。この約20年間の期間ギャップを平準化するために発行することができるようになった。

(2) 企業債

企業債とはこの高速鉄道事業会計の中ででてくる、建設債、建設改良債、特例債、資本費負担緩和分企業債、資本費平準化債という地方債の総称である。その内容については囲み欄で紹介する。

1) 建設債・建設改良債

現在は新たな路線が建設されていないので建設債の発行はなく、建設改良債が発行され

ている。起債対象となるのは文字通り建設費・建設改良費である。国からの補助金や一般会計からの出資金、建設費補助金が充当されない分を対象として発行される。

2) 緩和債等の効用

建設債や建設地方債の償還額はあまりにも多額であるため、資金不足に陥る。その対策として建設債や建設地方債以外の地方債が考えられた。ただ、緩和債も平準化債もその元金・利子に対して特段の財政措置が取られたわけではなく、全額自己負担なので、直ちに不良債務の解消につながるものではない。現実の負担を後年度に繰り延べたに過ぎない。とはいえ、平準化債の導入は20年間の期間ギャップを平準化できたのであり、元金償還の進展には貢献したのではないかといえる。また、特例債の元金・利子への地方交付税措置や名古屋市独自の一般会計補助金の繰出しは不良債務の解消に役立っていると言えよう。その資金不足を講じるためにも利子対策が必要であったといえる。利払いが過去どうであったかは表Ⅱを見るとわかる。過去30年間の中でも1994年度は最も多く、434億円であった（「支払利息等」には企業債取扱諸費を含んでいる）。この額は、2015年度の営業収益が742億円であることからして6割近くも占めることになり、その負担の重さがわかる。

(3) 一般会計からの繰入金

次に名古屋市からの繰入金について考えてみよう。

1) 繰出し基準とは何か

一般会計からの繰入金には繰出し基準による繰入金と繰出し基準外の繰入金がある（表Ⅳ参照）。2017年度の名古屋市高速鉄道事業会計では繰出し基準以外による繰入金としては敬老パスに対する負担金があるが、それ以外は繰出し基準による繰入金である。

それでは「繰出し基準による繰入金」とは何か。総務省の通知によれば「国の繰出し基準に沿って自治体が一般会計から公営企業会計

に繰出しを行ったときは、その一部について地方交付税等において考慮する」というものである。地下高速鉄道に関する繰出し基準をひろいあげると、出資に要する経費として建設改良費の20%、緊急整備に要する経費として地下鉄緊急整備計画に基づく経費として発行された企業債の元利償還金の2/3、地下鉄高速鉄の利子負担の軽減に要する経費として地下鉄事業特例債の元金償還金、地下鉄事業経営健全化対策に要する経費として地方債をもって財源にできる額の範囲、となっている。

2) 名古屋市からの繰入金はどこに繰り入れされるのか

繰入金は基本的には補助金と出資金と負担金の3つに区分されて繰り入れられる。高速鉄道事業会計ではこの3つに区分されたものが収益的収支と資本的収支とに振り分けられる。まず補助金について考えることにする。補助金の主なものには建設改良債利子補助金、特例債利子補助金、特例債元金償還補助金、建設改良費補助金などがある。この補助金は何に使われるかという点と建設改良費と利子の支払いとすることになる。利子の支払いに使われる補助金は収益的収支の中で営業外収入となり、営業外費用として利息の支払いに支出される。この一般会計補助金は2015年度で59億円であった。また建設改良費補助金は資本的収支の中で一般会計補助金として収入となり建設改良費として支出される。この一般会計補助金は2015年度で21億円であった。

次に、出資金について考える。2015年度の一般会計から24億円が出資されているが、これは建設改良費の20%として繰り出されたものである。資本的収入として収入になり、建設改良費として使用される。

最後に負担金についてである。一般会計からの負担金としては敬老パスの負担金がある。これは繰出し基準外の繰入金であるが、これは収益的収支の中で収入となり運輸収益に入ってくる。敬老パスの一般会計負担金は2015年度で88億円であった。

なお、一般会計からの繰入金には児童手当負担金など庶務的経費も含まれるが、これらの説明は省略する。

3) 名古屋市の地下鉄財政負担

名古屋市の地下鉄財政への負担金はどれほどのものか、ここでまとめてみよう。

名古屋市の地下鉄財政への繰出しは簡単に述べると、企業債の利子対策と建設費に対する負担分の支払いということになる。

2015年度の一般会計からの繰出金は105億円であったが、一方で、国からは建設費に対する補助金とは別に繰出し基準に基づいた補助金等の一部が基準財政需要額に算定されて地方交付税が上積みされる。2017年度の地下鉄関係の基準財政重要額は80億円であった。したがって、2017年度に関しては利子対策としては名古屋市の負担はその差額の25億円と言うことになる。なお、繰出し基準に基づいた補助金等が基準財政需要額に算定されるようになったのは三位一体改革によるもので、2019年度からである。そしてもう一つ考慮しなければならないのは地方交付税が交付されるのは財政力指数が1.0以下の場合である。名古屋市の場合、実は2006年度から2009年度の間は地方交付税不交付団体で2010年度以降は

交付団体が続いている。

次は建設費に関する負担分についてである。H27年度の建設関係の出費については前項の「財源問題—国からの補助金」の中で述べたが、もう一度おさらいすると、建設（建設改良）には自治体負担として補助対象事業では出資金が建設費の20%、補助金が28.0%の負担を要する。補助対象外の事業（総係費・車両費・建設利息）では建設費の20%の負担を要する。したがって、新路線の開発にはやはり多大な財源を要するということになる。H23開業の野並一徳重間の建設時ではH20年度の建設補助金は73億円、建設改良費出資金は60億であった。

4. 経営状況

(1) 収益的収支から見た経常実態

前の項では「収益的収支と資本的収支を概観」でみた。ここでは収支状況の推移をみてみることにする。表Ⅱは過去30年間の地下鉄財政状況の推移がまとめてあるので参照してほしい。

1) 営業収支の推移

① 営業収支は黒字続き

主に運輸収益から成っている営業収支は収

表Ⅳ 平成27年度 繰出基準による一般会計からの繰入金

(単位：千円)

一般会計補助金		7,929,868
収益的収入	基礎年金拠出金公的負担経費補助金	723,519
	建設改良債利子補助金	232,785
	特例債利子補助金	430,242
	特例債元金償還補助金	4,468,357
	小計	5,854,904
資本的収入	建設改良費補助金	2,074,963
	小計	2,074,963
一般会計負担金		209,810
収益的収入	児童手当負担金	209,810
一般会計出資金		2,387,000
資本的収入	建設改良費出資金	2,387,000
合計		10,526,678

平成27年度 繰出基準以外による一般会計からの繰入金

(単位：千円)

一般会計負担金		8,759,892
収益的収入	敬老パス等負担金	8,442,402
	敬老パス等負担金（過年度精算分）	317,490
合計		8,759,892

出所：「平成27年度名古屋市公営企業決算審査意見」より

益的収支が黒字なる以前から黒字を維持している。表Ⅱには1989年度からの営業損益が経年的に示されているが、名城線が開通し地下鉄の「新路線建設の一応の完了」をみた翌々年度の2005年度（H17年度）からは営業損益が100億円を超す黒字となっている。また、2015年度の営業損益は117億円で償却前営業収支は362億円にもものぼる。非常に安定した経営実態にある。さらに言うならば巨額の収益を生み出す構造をもっていることがわかる。

②減価償却と「みなし償却」

2015年度の純損益は114億円の黒字であったが、經常状況を見る場合、減価償却がどういふものかを考える必要がある。減価償却費は現金支出を伴わない経費である。普通、損益計算書では収益金から経費を引き、黒字であれば、その収益金はキャッシュフローされて資金化され貸借対照表の現金預金となる。すなわち、減価償却費は経費として引かれなから、その分を留保資金として考えることができるというわけである。名古屋市地下鉄財政は資金不足になっているので、この留保資金で補てんしている。2017年度の減価償却は245億円である。営業損益は117億円あるので、減価償却前の営業損益は362億円にもなる。

2) 営業外収支の経緯

①収益

営業外収益は104億円であるが、そのうち59億円が一般会計からの補助金で、43億円が長期前受金戻入である。一般会計からの補助金は、ほとんどが利子対策費と考えてもよい。一般会計補助金とは「繰出し基準による一般会計からの繰入金」で取り上げた収益的収入である。長期前受金戻入は2014年度から計上されるようになった。減価償却費を2014年度から固定資産の減価償却費全額をするようになった。補助金分については除いて費用としなければならない。除いた分は戻し入れを行わなければならないが、それを営業外収益に戻し入れをして計上したのが長期前受金戻入

である。これについては囲み欄のみなし償却等を参照してほしい。

②費用

営業外費用は116億円であるが、そのうち支払利息は113億円で、営業外費用のほとんどである。これを経年的にみると大きく変化している。過去30年の中で一番多かったのは1994年度であるが、その額は434億円であった。1994年度の営業収益が644億円であったことからして、地下鉄財政の収支にとって、この支払利息がとてつもなく大きな負担であったことがわかる。それが10年後の2004年度には273億円、20年後の2014年度には126億円まで減少しているのである。

3) 純損益

次に収支全体を見てみよう。名古屋市地下鉄の収支状況は2008年度から黒字に転換している。その推移を見ると収支状況が過去30年の中で一番悪かったのは1994年度で、その時の欠損金は355億円であった。その後、単年度の欠損金や支払利息は減少傾向になるが、累積欠損金はその後も増加し、ピークは2004年度で4469億円にも達するものであったが、11年後の2015年現在では1823億円も減らして2646億円となっている。

(2) 資本的収支から見た資本の実態

収益的収支が軌道に乗ったからと言っても、地下鉄事業は巨額の初期投資費用が必要であったし、拡張投資費用、維持費用もかかるので資本的収支についての検証が必要である。

1) 建設費と建設債の推移（建設改良を含む）

2004年度は名城線の環状運転開始によって名古屋市営地下鉄路線網の環状線化が完成をみた年である。これ以降、2011年度の野並一徳重間の4.1km²を除いて大きな新路線の開発はない。これは国の交通審議会では今後の地下鉄整備について「凍結」との答申がだされ、その影響もあって名古屋市交通局が凍結方向に方針転換してことによるものである。

そのため、2005年度から建設費が激減し、それに伴う利子負担も減少したと言える。

2) 企業債の償還状況

地下鉄建設は巨大事業である。建設債の償還や利息の支払いのための資金調達が必要と

注) 減価償却と「みなし償却」「長期前受金戻入」

営業費用の中の減価償却費、営業外収益の中の「長期前受金戻入」について概観のなかでは後段で検証するという事となっていたので、ここで考えてみたい。

減価償却とは何か

減価償却とは、企業会計に関する購入費用の認識と計算の方法のひとつである。長期間にわたって使用される固定資産の取得（設備投資）に要した支出を、その資産が使用できる期間にわたって費用配分する手続きである。損益計算書では減価償却は費用となる。表1の収益的収入では人件費と同じく営業費用の欄に載っている。しかしこの費用は現金支出を伴っていないのである。

H27年度の経常収支は123億円であるが、減価償却は245億円であり、減価償却を伴わない収益は368億円となる。これを償却前収支と言っている。それではこの減価償却額がどのような使命を負うことになるのか考えてみることにしよう。

名古屋交通局HP「名古屋市交通局事業概要—平成27年度の決算見込」では次のように述べている箇所がある。資本的収入での資本的収入額が資本的支出額に不足する場合、「資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、減価償却等の現金支出を伴と説明している。すなわち減価償却費は資金不足の補てんに使われているということになる。もともと減価償却は、設備投資をしたときの経費であることから、将来のための設備投資資金として留保されるべき資金である。しかし、全体の資金そのものが赤字の場合は、優先してその不足を補てんされものに充てられることになる。

「みなし償却」について

次に、償却の仕方にも問題点があるので付け加えたい。建設費や建設改良費には国や自治体から補助金が出る。ここで問題となるのは建設費などの補助金と減価償却との関係である。建設に係る補助金というのは、最終的には経常収支を改善するためのものであり、コストを下げるための補助金である。にも関わらず、建設コストの補助金分を含めて、コスト全体を減価償却していたのでは、補助金の交付の趣旨にそぐわないのではないかという議論がある。したがって、建設コストから補助金分を差し引いて減価償却を行うというものである。これが、いわゆる「みなし償却」である。今まで、「みなし償却」の採用・不採用は自治体に委ねられてきた。名古屋市交通局はどうやらH13

年度から実施していたようである。しかし、この「みなし償却」にも問題がある。減価償却を行わなかった補助金充当部分の資産も、現実には減価していく。にもかかわらず減価償却せず購入時の取得原価（補助金充当額）のままの表示を続けるということになる。そこで、こうした矛盾点を見直したのが新たな会計処理方式である。この方式はH26年の公営企業法改正を機に全国的に実施されるようになった。

「長期前受金戻入」について

「みなし償却」では補助金部分を償却しないことに問題があった。つまり建設コストの全てを償却し資産価値が実態通りに適切に表示されるようにしなければならない。そのための新たな会計処理とはどういうものか、明らかにしたい。

補助金部分は固定資産の見合いとして「負債の部」に計上される。その補助金は固定負債や流動負債とは別に繰延収益として計上し、その名称を「長期前受金」と呼ぶようにしたのである。つまり「長期前受金」とは補助金部分のことである。

固定資産が年々に減価償却されるが、その際に補助金充当部分である「長期前受金」を取り崩して損益計算書に「長期前受金戻入」として振替計上される。この「長期前受金戻入」は収益的収支の営業外収入に計上されている。そこで、以前の「みなし償却」の会計処理との違いを見てみたいと思う。

まず資産Aを補助金と企業債で取得したとする。その場合、H25年度までは貸借対照法での会計処理は固定資産に取得額を計上し、「資本の部」の「借入資本金」に企業債分を、補助金を「資本剰余金」に計上していた。ここが公益企業法の改定もH26年度から大きな違いを見せる。企業債分は「資本の部」から「負債の部」に変わり、固定負債と流動負債に分かれて計上されることになる。また補助金も「資本の部」から「負債の部」に変わり、固定負債や流動負債とは別に「繰延収益」として「負債の部」に計上される。そしてその補助金部分には「長期前受金」という新たな名称がつけられた。

ちなみに、H25までの会計処理、減価償却をしなかった補助金部分の資産Aの会計処理は、当該の固定資産の耐用年数が経過して残存価額がゼロになるまで、補助金部分の固定資産はずっとそのまま維持され、耐用根年数が経過した時点で、固定資産の残存価額分と資本剰余金を同時に除去することになっていた。

なる。そのために新たな地方債の発行がされてきたが、その償還状況を見てみる。そのための企業債としては、資金手当て債の状況である。資金手当て債の2015年度の残高は2279億円である。ピークは2013年度の2463億円であった。ピークを越えたのは、最近であるが、それまでは繰延べをして、しのいできたと言えよう。

3) 資本的収支と実質資金不足額

それでは、つぎに資本的収支の現状について考えてみることにしよう。2015年度の資本的収支は341億円の赤字である。その赤字を埋めるためには、収益的収支の黒字分や減価償却費の留保資金等が充てられる。さらに不足しているのを資金手当債で補っている。その結果として前年度までの累積資金不足額97億円を加えた2015年度の不良債務は121億円を計上している。そして、この不良債務に資金手当債の残高を加えてものが実質資金不足額となる。2015年度の実質資金不足額は資金手当債残高が2279億円なので2399億円となる。この資金手当債残高のピークは2012年度の2537億円であった。こうして、名古屋市の地下鉄の借金財政は一つの山を越えたといえるのではないだろうか。

(3) 経営改善をもたらした要因

地下鉄財政は経営改善の方向へ大きく足を踏み出している。

地下鉄財政状況の収支をみると、2015年度の収益的収入は114億円の黒字である。営業収支は135億円の赤字である。減価償却前営業収益は379億円にもなる。支払利息額もピーク時434億円であったものが2015年度は113億円までに激減している。企業債現在高もピーク時7698億円であったものが5433億円まで減少した。実質資金不足額も2012年の2463億円をピークに減少に入った。2015年度現在では2399億円である。

また、一般会計からの繰入金も減少傾向にある。しかも2015年度の繰出し基準額は105

注) 資金不足額、実質資金不足額とは

資金不足比率という用語は最近では、「地方公共団体の財政の健全化」の中で、よく聞くようになった。資金不足比率とは(資金不足比率=資金の不足額/事業規模)で求めるが、ここにてくる資金の不足額が、ここで言うところの資金不足額である。この資金の不足額は次の算式で求める。資金の不足額=(流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高-流動資産)-解消可能資金不足額。建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高とは資金手当債残高である。解消可能資金不足額は事業開始時のことでもあり、さほど大きな数字でもないのでここでは無視して考えるとすると、資金不足額とは流動負債から流動資産を差し引いたものに資金手当債残高を加えたものということになる。流動負債とは1年以内に返済しなければならない負債である。流動資産は1年以内なら変動してもかまわない資産である。現金預金や未収金などが流動資産になる。

なお、地下鉄財政の場合、この資金不足比率が異常に高くなるので、財政の健全化判断基準から除外されている。

億円であるが、地方交付税で措置を考えると名古屋市の負担は50億円に満たないと考えられる。

こうして経営状況が改善の方向にあるが、その要因は何かを改めて確認しておこう。まず、一つに新路線の建設がストップしたことがあがられる。二つには、補償金不要の高金利地方債の繰上償還で金利負担が軽減されたことである。利子対策として2007~2009年度に巨額の高金利地方債の補償金不要の臨時繰上償還が行われた。これは2007~2009年度にかけての支払利息の減少傾向で、その影響を確認できる。三つには、2005年度に資本費平準化債が創設されて、地方債の返済期間が伸びてゆとりをもたらしたことである。四つには、名古屋市が独自の一般会計補助金を繰出し財政支援をしたことである。1992年度から2001年度の10年間にわたって合計67.6億円の補助金が繰出された。五つ目には、建設当時は超インフレにみまわれ、最近では逆に金利が続いていることである。インフレは債務

額を実質的に減価させる。低金利時代は資金調達が低コストに抑えられる。こうしたことも経営の安定化に大きく影響したといえる。

5. 最後に

損益収支も良い、しかも営業収益は2015年度現在で35億円の利益を生む。貸借対照表からも資本収支で企業債残高にも目処が立つ。そうであるならば、今後の交通政策をどうするかを今から考えておく必要がある。

地下鉄は通勤や通学にとっては多大な貢献をはたしてきたと言えようが、一方では生活権の保障となる交通権は、バス事業を含めておろそかになっていたのではないかとと言える。地下鉄はこれ以上の新路線の開発をしなければ、大きな利益を生み出すと考えられる。本来の交通権である生活するための住民の足を確保できるチャンスと考えるべきである。JR東海が2兆円もの内部留保だかえる中でリニア建設に進む一方で、JR北海道ではローカルの廃止が進められようとしている。こうした格差を生み出してはいけないのである。また、大阪市の地下鉄では民営化についての議

論があるが、大都市でインフラさえ整えば効率用の良い収益性を保てる地下鉄を民間に売り渡すべきものではない。

参考文献

- ・島田善規「地下鉄の資金不足の背景と人口減少時代の地下鉄経営の課題」（2010）『日本都市学会年報』第43巻
- ・鈴木純義「名古屋市地下鉄事業会計研究—改正会計制度の平成26年度全面適用を見据えて—」（2014）『名城論叢』第15巻第1.2号

参考資料

- ・名古屋市公営企業決算審査意見書「高速鉄道事業」
- ・名古屋市高速鉄道事業決算書「収益的収入及び支出」「資本的収入及び支出」「損益計算書」「貸借対照表」
- ・名古屋市高速鉄道事業報告書「企業債及び一時借入金の概況」
- ・名古屋市交通局HP（交通局事業概要）「平成27年度の決算見込み」「地下鉄のあゆみ」
- ・総務省「平成28年度の地方公営企業繰出金について」
- ・総務省「地下鉄事業経営健全化対策実施要領の一部改正について」
- ・総務省「地方公営企業会計制度見直し後の財務諸表のとらえ方のポイント」

地方自治のしくみと政策を学ぶ自治体研究社の書籍

★申込みはTEL又はFAXで東海自治体問題研究所へ（当会員は1割引き、郵送料は無料）

地方自治の再発見 不安と混迷の時代に

加茂 利男(著)

2,376円（税込）

発行年月日

2017/06/05



書籍の内容

何が起るか分からない時代 地域から世界をながめ世界から自治を再発見する。

新版

地域分権時代の町内会・自治会

やはり必要！
町内会の底力

中田 実(著)

2,000円（税込）

発行年月日

2017/05/20

書籍の内容

人口減少と高齢化のなかで町内会・自治会の役割は何か。活動内容の改善・充実とともに分権時代に住民の声をすくい上げ、行政に反映する町内会の底力が求められている。政府から負担を強いられる地域の担い手として、まわりの組織やNPOとも協働する町内会の可能性を多角的に分析する。



医療・介護再編への愛知の状況と課題

その2 地域医療構想・計画による病床規制

愛知県社会保障推進協議会副議長
西村 秀一

はじめにー病床規制は総量規制

1985年に1948年制定の医療法を始めて改定し、都道府県で地域保健医療計画（以下「医療計画」）の策定が義務付けられ、1989年に全国の都道府県で第一次の「医療計画」策定が完了した。ここを出発に2017年で第6次「医療計画」が終了する。この計画は都道府県単位の県内で医療圏を設け医療圏ごとに「基準病床数」を設定し、その医療圏においては既存病床が基準病床を超える場合、病床を増やすことができないとする計画であった。また2014年の「医療介護総合法」による医療法改定（第6次）によって、都道府県での地域医療構想（以下「医療構想」）の策定が義務付けられ、全国の都道府県で2017年3月までに策定が完了した。

医療機能を高度急性期、急性期、回復期、慢性期の4つに分け、医療機能ごとの病床を構想区域（≒医療圏）ごとに、2025年における需要を見込んで、「あるべき姿」を構想し、「必要病床数」として策定した。これは各医療機関から医療機能別病床の、現在の実態と2025年の見込みを、都道府県に報告させ医療圏ごとに調整の場をもって、「必要病床」の確保（転用・縮小などを含む）を行おうとするものとしている。これを受けた2018年から2023年度までの第7次「医療計画」は、2025年を見通した「医療構想」を組み込んだものとして作成するとしているが、この間は「基準病床」と「必要病床」が併存する形となる。1981年を出発点とする中曽根内閣の臨調行革によって、医療への国庫負担の削減政策策が始まり、1983年老人医療有料化、1984年健保本人1割負担導入・国保への国庫負担大幅削

減などが断行された。これらは医療保険制度改革による医療費抑制策で、今日まで橋本・小泉内閣による改革などを経て延々と続き、先月号で述べた「国保の都道府県単位化」も、その延長線上での政策実現でもあった。これに対して「基準病床」も「必要病床」も、医療圏ごとの上限を設定する病床の規制で、医療提供（＝供給）体制からの医療費抑制策の一つで、提供の総量に上限を設ける「総量規制」の政策と言える。ここでは2018年を新たなスタート台として展開されようとしている、愛知県での「医療構想」を組み込んだ「医療計画」の方向を探ってみたい。

1. 在院日数短縮の地域医療構想

2013年8月に厚生労働省は、2025年度の推計で医療費は約54兆円、介護費は約20兆円、合計で70兆円を超えるとして、2012年度比で5兆円規模の医療費・介護費の抑制策を推進するとした。この流れの中で2014年に成立した「医療介護総合法」は、医療法改定部分は2014年10月から、介護保険法改定部分2015年度から順次実施し、2018年度からは医療および介護の、総合的確保計画の策定を都道府県に押し付けるものである。団塊世代全員が後期高齢者に入る2025年に備えて打ち出したもので、その受け皿は「地域包括ケアシステムの構築」と言われるもので、医療から介護、病院・施設から地域・在宅への流れを構築しようとするものである。

都道府県は2017年度中に、2018年から6年間の新たな第7次「医療計画」を策定するが、その前段で「医療構想」を策定した。厚生労働省は2025年の必要病床数を、全国で2013年

時点での135万床から115万〜20万床(約15%)削減を目標としたが、2017年4月の集計では、15万6千床(11.6%)の削減となっている。

愛知県の「医療構想」での必要病床数は、

4機能合計では2015年10月現在の58,975床を、1,202床(2.0%)削減(一部新聞では4月に入って1,443との報道もあるがこれは2014年度比)

し57,773床とするもので、見かけは緩やかな

表1 2015(平成27)年度病床数と2025(平成30)年度必要病床数の比較

構理区域	区分	(単位:床)				
		高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
名古屋 尾張中部	平成37年の必要病床数①	2,885	8,067	7,509	3,578	22,039
	平成27年病床機能報告	6,380	8,923	1,989	4,463	21,755
	平成27年の病床数②	6,605	9,238	2,059	4,620	22,522
	差引(①-②)	△3,720	△1,171	5,450	△1,042	△483
海部	平成37年の必要病床数①	192	640	772	377	1,981
	平成27年病床機能報告	31	1,179	301	538	2,049
	平成27年の病床数②	31	1,198	306	547	2,082
	差引(①-②)	161	△558	466	△170	△101
尾張東部	平成37年の必要病床数①	799	2,309	1,374	786	5,268
	平成27年病床機能報告	1,982	1,500	142	791	4,415
	平成27年の病床数②	2,111	1,597	151	842	4,701
	差引(①-②)	△1,312	712	1,223	△56	567
尾張西部	平成37年の必要病床数①	407	1,394	1,508	613	3,922
	平成27年病床機能報告	94	2,458	518	519	3,589
	平成27年の病床数②	99	2,599	548	549	3,795
	差引(①-②)	308	△1,205	960	64	127
尾表北部	平成37年の必要病床数①	565	1,822	1,789	1,209	5,385
	平成27年病床機能報告	679	2,663	510	1,406	5,258
	平成27年の病床数②	697	2,732	523	1,442	5,394
	差引(①-②)	△132	△910	1,266	△233	△9
知多半島	平成37年の必要病床数①	319	1,108	1,209	674	3,310
	平成27年病床機能報告	205	2,013	411	502	3,131
	平成27年の病床数②	221	2,165	442	540	3,368
	差引(①-②)	98	△1,057	767	134	△58
西三河 北部	平成37年の必要病床数①	368	1,128	990	578	3,064
	平成27年病床機能報告	437	1,355	261	586	2,639
	平成27年の病床数②	441	1,368	264	592	2,665
	差引(①-②)	△73	△240	726	△14	399
西三河 南部東	平成37年の必要病床数①	231	706	902	486	2,325
	平成27年病床機能報告	545	716	479	551	2,291
	平成27年の病床数②	582	765	512	589	2,448
	差引(①-②)	△351	△59	390	△103	△123
西三河 南部西	平成37年の必要病床数①	585	1,703	1,770	940	4,998
	平成27年病床機能報告	1,523	1,360	753	1,122	4,758
	平成27年の病床数②	1,561	1,394	772	1,150	4,877
	差引(①-②)	△976	309	998	△210	121
東三可 北部	平成37年の必要病床数①	19	103	70	75	267
	平成27年病床機能報告	0	225	13	255	493
	平成27年の病床数②	0	236	14	268	518
	差引(①-②)	19	△133	56	△193	△251
東三河 南部	平成37年の必要病床数①	537	1,633	1,587	1,457	5,214
	平成27年病床機能報告	799	2,364	548	2,722	6,433
	平成27年の病床数②	820	2,427	563	2,795	6,605
	差引(①-②)	△283	△794	1,024	△1,338	△1,391
計	平成37年の必要病床数①	6,907	20,613	19,480	10,773	57,773
	平成27年病床機能報告	12,675	24,756	5,925	13,455	56,811
	平成27年の病床数②	13,168	25,719	6,154	13,934	58,975
	差引(①-②)	△6,261	△5,106	13,326	△3,161	△1,202

※「平成27年の病床数②」は、平成27年10月1日における一般及び療養病床数を平成27年度病床機能報告結果の各機能区分の割合を乗じて算出した参考値。

ものとなっている。しかし高度急性期13,171床を6,264床(48%)削減し6,907床、急性期25,713床を5,100(20%)削減し20,613床にする、高度急性期や急性期を大幅に減らす構想である。また慢性期も13,939床を3,166床(23%)減らし10,773床にする一方、回復期6,152床を13,328床(217%)増やし19,480床にする構想となっており、入院から地域・在宅へ促進する計画となっている(表1)。

入院日数の短縮を都道府県で競わせるなどの、医療費適正化計画は2008年から導入され、愛知県の第一期で見ると入院の平均在院日数が26.9日から25.1日に目標を大幅に超えて短縮された。これによって愛知の医療費推計額2兆602億円を2兆176億円に抑え、426億円の適正化効果があったと報告している。結局新しい地域医療構想は、これに一層拍車をかけるものと考えられる。また医療圏ごとの必要病床数は、東三河南部医療圏では既存の6,605床を1,391床(21%)削減し5,214床に、同じく東三河北部では518床を251床(49%)削減し267床とするもので、県内の人口減少地域の医療圏での病床削減が著しい。

全国でも削減率が3割を超えたのは、鹿児島、熊本、富山、宮崎、佐賀、徳島、山口、高知の8県で、将来の人口推計を機械的に当

てはめており、過疎地での病床切り捨ての構想となっている。

2. 必要病床は基準病床より5千床増

2017年3月に厚生労働省は、2018年度からスタートする第7次「医療計画」の作成指針を、都道府県知事宛に送付した。これによると第7次以降の「医療計画」は、2025年の「医療構想」を実現させるよう、病床の整備や病床機能分化の具体的施策を盛り込むこととしている。また、「介護保険事業計画」とサイクルが一致することになるため、病床機能の分化・連携による効率的な、医療提供体制と地域包括ケアシステムの一体的な構築を目標に、第7次「医療計画」と第7期「介護保険事業計画」の整合性を図ることなども求めている。基準病床数の算定では、高齢者人口の増加に伴う医療需要の大幅増が見込まれる地域は、病床過剰地域(既存病床数が基準病床数を上回る地域)であっても、特例的に病床の追加整備を認める考えを示した。ただし、検討に際しては、病床の機能区分ごとの医療需要、高齢者人口のピークアウト後を含む医療需要の推移、疾病別の医療供給の状況、各医療圏の患者の流入、交通機関の整備状況などの地域事情などを考慮するよう求めている。

表2 県医療構想・計画における既存病床数・基準病床数・必要病床数の比較

(全医労愛知地区協作成を改編)

構想区域	既存	基準病床(2017年度まで)			医療構想による必要病床(2025年)				
	病床数(A)	病床数(B)	10万人対	A-B	病床数(C)	10万人対	A-C=D	D÷A	B-C
名古屋・尾張中部	22,522	16,828	735	△ 4,624	22,039	913	△ 483	△ 2.1%	4,141
		1,070							
海部	2,082	1,614	489	△ 468	1,981	628	△ 101	△ 4.9%	367
尾張東部	4,701	3,952	846	△ 794	5,268	1,110	567	12.1%	1,316
尾張西部	3,795	3,676	712	△ 119	3,922	793	127	3.3%	246
尾張北部	5,394	5,412	740	18	5,385	750	△ 9	△ 0.2%	△ 27
知多半島	3,368	3,131	505	△ 237	3,310	540	△ 58	△ 1.7%	179
西三河北部	2,665	2,894	601	229	3,064	623	399	15.0%	170
西三河南部東	2,448	2,950	712	502	2,325	561	△ 123	△ 5.0%	△ 625
西三河南部西	4,877	4,508	662	△ 369	4,998	729	121	2.5%	490
東三河北部	518	477	822	△ 41	267	534	△ 251	△ 48.5%	△ 210
東三河南部	6,605	6,284	898	△ 321	5,214	771	△ 1,391	△ 21.1%	△ 1,070
愛知県計	58,975	52,796	710	△ 6,179	57,773	786	△ 1,202	△ 2.0%	4,977

※既存病床は一般病床および療養病床、2015年10月1日現在。基準病床は2016年5月告示のもの。

地域医療構想区域では名古屋と尾張中部の医療圏を合体している。

る。また第7次「医療計画」に盛り込む、5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）・5事業（救急医療、災害時医療、へき地医療、周産期医療、小児救急を含む小児医療）、在宅医療の提供体制に関する指針も通知している。前述したが第7次「医療計画」は、2025年の「医療構想」を実現させるよう具体的施策を盛り込むこととしているが、計画の期間は2023年までの6年間で、「基準病床」を「必要病床」に置き換えるとはしておらず、ダブルスタンダードとなっている。

愛知県の「医療構想」をベースに、第7次「医療計画」を考えるために、「既存病床」数と「基準病床」数および「必要病床」数を比較した（表2）。これを見ると「既存病床」数は「基準病床」数から6,179床オーバーしているが、「必要病床」数からは1,202床のオーバーに止まる。言い換えれば「必要病床」数は「基準病床」数を4,977床、約5千床も上回ることでなっている。しかも「基準病床」では病床数が不足している医療圏は3つで749床となっているが、「必要病床」では4構想区域で1,214床不足となっている。この隔たりを第7次「医療計画」でどう接近させるかが課題となるが、単なる数字合わせに終わることなく、病床不足医療圏・構想区域の解消こそ、優先させるべき課題と考える。「基準病床」には療養病床を含めているが、このうち、25:1の人員配置の約7万6000床については17年度までの特例とされていたが、さらに6年間延長された。この間に介護保険対象の介護施設か、老人保健施設か、サービス付き高齢者住宅への転用があらためて迫られている。第7次「医療計画」策定は医療審議会が進められるが、10月に医療審議会医療体制部会で試案を策定し、11月に医療審議会でも原案を決定、その後パブリックコメントなどを経て原案修正の手続きを経て、3月に医療審議会が答申する予定。

3. 地域で地域医療を守る運動を

愛知の医療提供体制は、一般病床（人口1

万人対比・2012年）で全国70.4床に対して18.7床、看護師の就労状況（人口10万人対比・2013年）は全国586.8人に対して486.1人、医師の就労状況は（〃）全国226.5に対して197.9人と、総じて低い。こうした状況もあって「必要病床」は病床削減につながるものではないが、「基準病床」に比べて削減率は緩やかなものとなっている。愛知県社会保障推進協議会との懇談でも、県の医療福祉計画課は、決して削るだけのものではないとしている。

また地域医療構想については強制的に進められるものではなく、各構想区域地域医療構想調整ワーキンググループで相談しながら進めるものであるとしている。

1985年から取り組み始めた「病床規制による総量規制」だけでは、基準ベットを上回る既存病床となっているオーバーベット医療圏でさえ、病院間での病床の売買なども行われ、実効を上げきれなかったもの事実と言えよう。したがって地域医療構想では、病院からの機能別病床報告を求め、それを踏まえて各構想区域ごとでの「調整」を基本に、全体としての入院日数の短縮をすすめる、結果として病床を削減するというやり方は、実に巧妙と言える。これには現状での地域住民の医療に対する要求をつかみ、医療担当者と住民が一緒になった、地域医療を守る運動につなげることが大切である。また医療県内の病院の計画をつかみ、病院関係者と地域住民との間で、病院の実情などを知ることを含め、懇談を行い連携を強めることが大切である。このことは「既存病床数」が「必要病床数」を上回る地域ではもちろんのことであるが、不足している地域でも必要である。また介護要求も含め、住民要求に根差した地域包括ケアシステムの構築に向かう上でも重要なことである。

（主な参考文献・文献）

①平成28年10月愛知県地域医療構想

②愛知県地域保健医療計画（平成25年3月告示）

※6月号(5月10日発行)に掲載した表は不鮮明でしたので再掲します。

国民健康保険事業費納付金等の試算結果について

網掛け

は伸び率が県平均(103%)より10%以上高い市町村。

は伸び率が県平均(103%)より10%以上低い市町村。

	29年度納付金試算結果(医療費水準をすべて反映した場合)							
	保険料収納必要額		1人あたり納付金額			保険料収納必要額	1人あたり納付金額	
	29年度必要額	対27増減額	納付金額	県平均比	対27伸び率			
(千円)	(千円)	(円)			(千円)	(円)		
1	名古屋市	65,380,816	△ 215,230	124,165	1.03	99.86%	65,596,046	124,344
2	豊橋市	9,236,071	△ 551,645	108,256	0.90	94.50%	9,787,716	114,557
3	岡崎市	9,894,957	514,170	122,086	1.01	105.69%	9,380,786	115,513
4	一宮市	9,749,920	994,132	104,296	0.87	111.67%	8,755,788	93,395
5	瀬戸市	2,906,546	△ 407,820	101,984	0.85	87.92%	3,314,366	115,992
6	半田市	3,137,692	319,392	117,233	0.97	108.60%	2,818,301	107,952
7	春日井市	9,100,246	52,546	126,426	1.05	100.87%	9,047,700	125,339
8	豊川市	4,832,280	△ 168,652	116,834	0.97	96.78%	5,000,932	120,717
9	津島市	1,679,016	△ 266,650	106,226	0.88	86.55%	1,945,666	122,739
10	碧南市	2,022,639	327,578	127,369	1.06	119.55%	1,695,061	106,541
11	刈谷市	3,472,715	281,241	123,207	1.02	108.94%	3,191,474	113,097
12	豊田市	10,801,846	1,061,454	123,430	1.03	111.04%	9,740,392	111,161
13	安城市	4,692,751	239,278	120,474	1.00	105.57%	4,453,472	114,118
14	西尾市	5,258,376	133,025	125,319	1.04	102.81%	5,125,351	121,893
15	蒲郡市	2,330,830	221,860	115,186	0.96	110.30%	2,108,970	104,430
16	犬山市	2,015,451	560,354	113,489	0.94	139.36%	1,455,097	81,848
17	常滑市	1,569,574	211,229	122,719	1.02	115.74%	1,358,345	106,030
18	江南市	2,715,676	214,742	113,475	0.94	108.86%	2,500,935	104,236
19	小牧市	4,204,548	371,274	118,481	0.98	109.96%	3,833,275	107,752
20	稲沢市	3,580,694	107,381	111,960	0.93	103.29%	3,473,313	108,389
21	新城市	1,249,775	△ 149,974	112,353	0.93	89.42%	1,399,749	125,651
22	東海市	2,872,145	16,171	119,236	0.99	100.88%	2,855,974	118,196
23	大府市	2,459,024	197,868	132,619	1.10	109.03%	2,261,155	121,633
24	知多市	2,343,804	208,706	111,860	0.93	109.90%	2,135,098	101,783
25	知立市	2,335,174	1,002,181	132,106	1.10	139.93%	1,332,994	100,060
26	尾張旭市	2,133,131	234,941	116,576	0.97	112.74%	1,898,190	103,404
27	高浜市	1,031,867	86,099	118,191	0.98	109.16%	945,768	108,273
28	岩倉市	1,180,999	△ 73,156	105,805	0.88	94.34%	1,254,155	112,148
29	豊明市	2,045,443	415,098	129,845	1.08	129.44%	1,630,344	103,186
30	日進市	2,278,665	330,542	137,302	1.14	117.50%	1,948,123	117,152
31	田原市	2,915,643	△ 183,375	129,951	1.08	94.22%	3,099,018	137,924
32	愛西市	1,867,662	181,101	112,618	0.94	110.91%	1,686,561	101,539
33	清須市	1,861,906	△ 242,075	121,518	1.01	88.74%	2,103,981	136,942
34	北名古屋	2,433,714	122,124	117,486	0.98	105.62%	2,311,590	111,230
35	弥富市	1,288,713	34,834	127,255	1.06	103.04%	1,253,878	123,498
36	みよし市	1,370,586	22,743	129,766	1.08	101.87%	1,347,843	127,383
37	あま市	2,562,156	108,385	114,781	0.95	104.63%	2,453,771	109,705
38	長久手市	1,342,102	129,368	135,736	1.13	110.87%	1,212,734	122,424
39	東郷町	1,185,037	206,324	132,318	1.10	121.55%	978,713	109,037
40	豊山町	471,872	△ 51,272	114,699	0.95	90.59%	523,144	126,608
41	大口町	582,362	△ 9,904	119,448	0.99	98.48%	592,266	121,291
42	扶桑町	850,702	△ 8,606	112,556	0.94	99.23%	859,308	113,425
43	大治町	1,006,950	46,389	126,232	1.05	105.08%	960,562	120,130
44	蟹江町	1,119,370	194,702	127,840	1.06	121.20%	924,668	105,483
45	飛島村	216,822	67,426	163,950	1.36	128.40%	149,396	127,689
46	阿久比町	800,933	111,812	129,664	1.08	116.53%	689,121	111,274
47	東浦町	1,362,942	△ 22,841	121,280	1.01	98.56%	1,385,783	123,049
48	南知多町	1,063,817	54,890	150,427	1.25	105.48%	1,008,928	142,605
49	美浜町	655,434	2,284	116,852	0.97	100.46%	653,150	116,322
50	武豊町	1,167,025	201,916	119,364	0.99	121.23%	965,109	98,460
51	幸田町	946,590	△ 48,235	115,748	0.96	95.23%	994,825	121,542
52	設楽町	153,691	24,849	113,929	0.95	119.34%	128,841	95,226
53	東栄町	80,879	△ 25,197	92,222	0.77	76.51%	106,076	120,541
54	豊根村	36,199	20,171	146,556	1.22	226.78%	16,029	64,631
	県計	205,855,776	7,205,948	120,318	1.00	103.48%	198,649,829	116,268
	増加計		9,630,580					
	減少計		2,424,632					

●研究会報告

都市再生プラン研究会

6月3日(日)午後1時30分からイーブルなごや中会議室あいちで開催しました、参加者は8名でした。その内容は次の通りです。

1. 愛知県の医療機器産業の現状

報告者：牧野幸雄(元大阪府職員)

医療機器産業をとりあげたのは、愛知県の産業政策の中で重要な位置づけがされているからである。『あいち産業労働ビジョン2016-2020』(2015年愛知県策定)では「施策の柱3 次世代産業の育成強化」として「次世代自動車分野の産業振興」「航空宇宙産業の振興」「ロボット産業の振興」「内需型産業の振興」の4項目があがっている。この「内需型産業の振興」には「環境・新エネルギーの振興やIT産業などの都市型産業の育成」と並んで「医療・福祉・介護機器などの健康長寿産業の育成」が入っている。医療機器には診断用としてMRI、CT、心電図、血圧計、体温計が、治療用としてリニアック(放射線照射装置)、手術支援ロボット、ペースメーカー、内視鏡、カテーテル、メス、ピンセット等がある。医療機器産業の特性としては①多品種少量で中小企業に向いていること、②治療用機器などは海外企業が圧倒的に強く、輸入品の割合が高いこと、③製造・製造販売には「医薬品医療機器等法」の規制があること、④医療現場との連携が必要であることなどがあげられる。愛知県の医療機器生産額は、2015年が663億円で全国の3.4%を占める。都道府県順位は9位である、ちなみに1位は静岡で3700億円、2位が栃木県で2013億円であった。2014年の愛知県の医療機器産業の事業者数は76、従業者数は2966人である。医療機器

産業の課題としては次のことが言える。医療機器に対する市場は高齢化により拡大見込、アジア等の海外需要も増大している。国際競争力に問題があり、治療用機器では外国製優位の現状がある。愛知県の「医療機器」生産額の絶対額そのものが大きくない。愛知県に本社を有する大手企業が存在しない。したがって、今後も伸びの期待できる中小企業という程度の位置づけのもと、中小企業振興の一環として、さまざまな支援策を講じてはどうか。その例として医療現場のつなぎ役の充実強化、PL法の適用が除外される部材・部品供給企業を増やすなどが考えられる。

参考：業界の大手企業と本社所在地

東京—キャノン(東芝メディカルを買収)、オリンパス、日立製作所、テルモ、富士フィルム、GEヘルスケアジャパン。京都—島津製作所。大阪—ニプロ。神戸—シスメックス。

2. ジェイン・ジェイコブズから何を学ぶか 別冊『環』(藤原書店, 2016), 吉川智教「ジェイン・ジェイコブズから何を学ぶか：地域経済とイノベーションの視点から」 を中心に

報告者：富樫幸一(岐阜大学)

吉川氏は、本稿で次のように述べている。地域経済との関係でいえば、「イノベーションには、地域偏在性がある」—イノベーションは全世界で広く起きていない。半導体に関するイノベーションの6、7割が米国のシリコンバレーでおきている。日本では燕・三条の洋食器・金物や広島県の熊野町の化粧筆などは、伝統産業を含む既存産業の中からイノベーションが生まれ、地域の中で企業間にイノベーションが引き起こされ新産業創出が生まれている。ジェイコブズから特定地域とイノベーションとその拡張である新産業創出の関連を明確にしたい。ジェイコブズはしばしば、当該地域が当該地域内に供給する財であるか外に供給する財であるかの認識を重要視している。当該地域外に供給する貿易財に関してイ

ノベーションが地域で起こると、その地域での非貿易財—その内容は労働、地域のインフラ—の需要、消費財の需要が増えて当該地域が活性化することになる。次に非貿易財のイノベーションを考えよう。地域内、国内しか流通しない財やサービスである。他社と組んで競争して新製品開発を行ったり、部品開発をしている企業との共同作業を行う。これらはオープンイノベーションという言葉で括られる。また、ベンチャー企業への支援、有能な人材の再教育など社会的な制度のイノベーションも重要である。現在当該地域外で清算している財やサービスを当該地域内で消費している場合、確実に地域内で需要があるので、この生産を当該地域で生産することを奨励している。このように財とサービスの生産が地域の開発に重要であることを強調している。

「当該地域外へ供給する財やサービスの地域間競争力が、あるいは貿易財のイノベーションがなぜ、なぜ地域活性化に重要であるかを改めてジェイコブズ思想を通じて理解することが可能になった。」

次に富樫先生から新訳「発展する地域 衰退する地域 地域が自立するための経済学」の紹介があった。本書は1986年9月30日に「都市の経済学—発展と衰退のダイナミクス」を改訂し表題を変えて筑摩書房から文庫化して出版されたものである。「処女作『アメリカ大都市の死と生』は20世紀の都市計画思想を転換させた。」、本書は「経済の発展機構を根底から問い直したものであり、構造的な停滞が続く日本に多くの示唆を与えている」（別冊『環』の序より）。

ジェイン・ジェイコブズが、なぜこうも評価が高いのか、その真髄を理解すること、都市再生の政策を研究していくうえで、共通の認識を探る上でもこの本を課題書として、3回に分けて学習することを決めた。一回目は第1章から第3章、2回目を第4章から第9章、最終回は第10章から第14章とした。

3. 都市再生プラン研究会の課題（一次私案）

目標：維持可能な社会の都市政策（都市類型に即して）に関する研究と政策提言（含：「大都市再生プラン研究会」で残された課題のさらなる検討も）

報告者：遠藤宏一（元南山大学教授）

都市再生プラン研究会の課題（一次私案）については第6回研究会報告（3月10日発行「所報」に掲載）で述べているが、今回は研究成果の出版の課題として補強すべき内容についての報告があった。

次に今後の研究会運営について討論した。

①大都市再生プラン研究会の成果と残された課題を拡充して一般出版社からの本の刊行を目指す。

②名古屋大都市圏諸都市を対象として「人口減少社会（＝縮小都市）化のもとでのサステナブル社会と自治の展望」、あるいは「大都市圏ガバナンス」を明らかにするための調査研究を企画する。そのためには東海自治体問題研究所の研究費助成や調査研究プロジェクトチームの編成などを視野に入れる。例、愛知県・名古屋（リニア新幹線建設、アジア大会開催等と地域・都市再開発）、岐阜市（中核都市）、豊田市（産業都市）、豊田市旧足助町、中津川市旧加子母村、高山市（ポスト「平成の大合併」の地域ガバナンス）、飯田市（「エネルギー自治」と地域再生）、白川町・恵那市岩村町（福祉のまちづくりの取り組みと可能性）、地方消滅論が見落としした農業・農山村の可能性。

③維持可能な都市づくりに関する文献輪読を継続する。次回には諸富徹著“「エネルギー自治」で地域再生！飯田モデルに学ぶ”（岩波ブックレット）とジェイコブズ著“発展する地域 推定する地域—地域が自立するための経済学”（3回に分けて開催）を取り上げる。

★東海ローカルネットワーク

【愛知】

○若い夫婦世帯向けに大改修

名古屋の市営住宅

名古屋市は、住民の高齢化が進む市営住宅に若い夫婦世帯を呼び込もうと、築50年を迎えた市営高坂荘＝同市天白区高坂町＝の4戸をリノベーション（大規模改修）し、11日から入居者を募集する。今回初めてモデル物件のコーディネートを民間企業に依頼し、若い世帯にアピールする。市によると、市営住宅では入居者の高齢化で自治会活動の停滞や高齢者の孤立化などが課題となっている。1967年に入居が始まった高坂荘では20棟（755戸）の6割弱を65歳以上の高齢者世帯が占める。（2017年5月10日朝日新聞愛知版）

○本来の生態、動物も「幸せ」／名古屋市

東山80周年、展示方法様変わり

開園80周年を迎えた東山動植物園（名古屋市千種区）が、動物の見せ方を変えている。手狭な施設に入れて見せるのではなく、本来の生息環境に近い状態を再現し、その中で動物を見せる「生態的展示」に力点を置くようになった。飼育される動物の「幸せ」も追求する取り組みだ。一方、開園当初に造られた展示施設を、貴重な遺産としてどう利用していくかという課題もある。（2017年5月22日中日新聞愛知版）

○町歩きマップ作成／豊橋の商店街

店主の人柄など紹介

豊橋市や豊橋駅周辺の商店街などでつくる広小路歩行者天国実行委員会は、商店街の店舗に気軽に入りやすい雰囲気をつくろうと、店主らの横顔や人柄を紹介する初の町歩きマップを作った。4日から配布を始める。全国展開する豊橋発のチョコレート店をはじめとする飲食店や、革靴工房など物販店の経営者ら25人を写真とコメントで紹介。マップ上に各店のこだわりや歴史、人気商品などを記し、楽しみながら町歩きできるよう工夫した。（2017年5月3日中日新聞愛知版）

○給食14園で停止、業者が破産手続き／豊田

再開まで3週間 弁当持参

豊田市は22日、市内の保育施設や幼稚園などに給食を供給している業者が破産手続きに入り、23日から14園でごはんやパンなど主食以外の給食の提供ができなくなったと発表した。供給停止は約2000食分で、市は別の業者からの供給を急いでいるが、再開までに3週間程度かかる見通し。その間、おかずは持参の弁当となり、保護者から困惑の声があがっている。（2017年5月23日読売新聞愛知版）

○愛知製陶所、750年続いた焼き物作りに幕／瀬戸

西洋アンティークなど輸出向けの磁器を製造してきた瀬戸市の老舗メーカー「愛知製陶所」が昨年末、750年近く続いた焼き物づくりに終止符を打った。食卓などを彩る飾り物の「オーナメント」を手がけ、戦後の陶都・瀬戸の繁栄を支えたほか、若手芸術家の育成や街のにぎわいづくりに貢献した。同市下陣屋町の製造工場では解体工事が始まり、窯の火がまた一つ消えたことになる。同社の歴史は鎌倉時代までさかのぼる。江戸時代の1818年に陶器から磁器の製造に移行。1886年には欧米への輸出を始めた。装飾を施したつぼや花瓶、動物の置物などをつくってきた。高い技術力で、戦後は瀬戸有数のオーナメントメーカーに。ノベルティー（陶磁製置物）、洋食器と並ぶ輸出陶磁器の主力として、瀬戸の基幹産業として隆盛を極めた。（2017年5月24日朝日新聞愛知版）

○バイオマス、ごみ処理費減へ／豊橋市内覧会

複合バイオマス施設としては国内最大の「豊橋市バイオマス利活用センター」（同市神野新田町）の住民向け内覧会が24日、現地であり、周辺住民ら約20人が参加した。市はセンターの稼働により、ごみ処理費の大幅なコスト減を見込むが、計画を左右する生ごみの収集量は目標の約8割ほどにとどまる。市は収集率を高めるため、市民に分別の周知を徹底していく。▽下水汚泥と生ごみを混ぜてメタン発酵させ、発生したガスを使って発電する設備だ。下水汚泥、生ごみ、し尿・浄化槽汚泥の再利用設備としては国内最大で、今月から試運転が始まった。（2017年5月25日中日新聞愛知版）

○星空に映す郷土の民話…一宮のプラネタリウム

地元漫画家がイラスト

一宮市時之島の一宮地域文化広場内にあるプラネタリウム館で、上映されている地元の民話と星空をテーマにしたオリジナル作品が、親子連れらの人気を集めている。現在上映している作品は「赤毛のカミナリ」で、同市在住の漫画家・犬山ハリコさんがイラストを担当。温かみのある手作り作品に仕上がっている。犬山さんは小学校時代から星が好きで、高校時代には地学部で天文観測に明け暮れた。絵も好きだったため、デザイン専門学校に進んだ後、名古屋のデザイン事務所に就職した。漫画家を目指して作品を投稿し、1996年、集英社の少女漫画誌「ぶ〜け」に一話完結の作品3本を掲載した。さらに、講談社の女性向け漫画雑誌「Kiss」でも10作品ほど載った。（2017年5月26日読売新聞愛知版）

○犬山城の国史跡指定目指す／犬山市

年度内申請を視野に協議

犬山市が犬山城の国の史跡指定を本格的に目指すこ

とになった。本年度内の文化庁への申請を視野に関係者と協議していく。山田拓郎市長が26日の市総合教育会議や29日の定例会見で史跡指定に意欲を示した。犬山城は天守は国宝だが、城郭跡は文化財に指定されていない。史跡指定によって国の補助を有利に受けられ、それらを元手に城山の整備を進める。史跡指定の対象は最小限とし、天守のある城山や、大手門があった市福祉会館周辺などを念頭に置いている。ただ、史跡指定されると土地利用について制限がかかるため、申請には土地所有者ら関係者の理解が必要となる。(2017年5月30日中日新聞愛知版)

【岐 阜】

○保育士の夢、県が後押し／岐阜県 無利子で学費貸与

県は、保育士を目指す学生に無利子で学費を貸し付ける。卒業後に県内の保育所で5年間働けば返済を免除する仕組みで、利用者を募っている。待機児童の解消に向け、保育人材の定着を促すのが狙い。県内の大学・短大9校の保育士養成課程の学生を対象に、昨年度から導入した制度。本年度は、県外の学校に通う学生も新たに対象とした。入学や就職の準備金、授業料などとして最大160万円を貸し付ける。定員は昨年度から30人増の50人。(2017年5月7日中日新聞岐阜版)

○最大級誘致、実った

日本ガイシ、多治見進出

モノづくりに強い中部地方を代表する企業「日本ガイシ」(名古屋市)の多治見市への進出が決まった。最終的には100人の新たな雇用がこの地域に創出されるという。県庁で18日に記者会見した市長や知事は、相次いで歓迎の意と期待感を示した。新工場ができるのは、市土地開発公社が主体となり同市長瀬町の鉦山跡地で開発を進めてきた「多治見長瀬テクノパーク」。13万平方メートル余の敷地を日本ガイシー社に売却する。(2017年5月19日中日新聞岐阜版)

○多文化共生のまち発信／美濃加茂市

空きビルに交流拠点

岐阜県美濃加茂市の魅力と市民交流の多様性を発信する拠点づくりが、同市の中心市街地の商店街にある空きビルで市民らの手によって進められている。拠点づくりには在住外国人や高校生らも加わっており、関係者は「拠点で行うイベントなどを通して、多文化共生や将来のまちづくりに関わっていくきっかけになれば」と思いを巡らせている。拠点づくりが進められているのは、同市太田町の3階建ての「たつみビル」。美濃太田駅から中山道太田宿へ向かう駅前商店街の一角だが、空きビルや日中もシャッターを下ろしている商店が目立ち始めている。(2017年5月21日岐阜新聞)

○「民泊推進で不利益」／岐阜県

県旅館ホテル組合訴え

県内のホテル、旅館が加盟する「県旅館ホテル生活衛生同業組合」(滝多賀男理事長)は22日、高山市で今年度の総会を開き、住宅の空き部屋などに旅行者を泊める「民泊」の推進について、既存の観光業者の立場から問題点を指摘した。(2017年5月23日朝日新聞岐阜版)

○下呂周遊に電動自転車…／下呂市

7月から駅前で貸し出しへ

下呂温泉観光協会(滝康洋会長)の通常総会が25日、下呂市のホテル水明館で開かれた。会員ら約180人が出席し、電動アシスト自転車貸し出しなどを盛り込んだ今年度事業計画などを承認した。滝会長は「旅行形態の変化が早くなっており、市場調査に力を入れ、対応していきたい。大都市圏ばかりでなく全国各地で営業活動をし、誘客に努める」とあいさつした。電動アシスト自転車は7月から、観光客向けにJR下呂駅前に5台配備。8時間1000円(税込み)、半日600円(同)で、温泉街ばかりでなく、郊外でもサイクリングを楽しんでもらう予定だ。(2017年5月27日読売新聞岐阜版)

【三 重】

○移動販売が好評

はじ丸水産が保冷車で熊野各地に

熊野市二木島町の「はじ丸水産」が、市域を中心に鮮魚やすしなどの移動販売を始めた。沿岸部や山間部をはじめ各地を軽トラックの保冷車で巡回し、買い物に不便をしている高齢者らに喜ばれている。同社はもともと中元や歳暮の詰め合わせを宅配したり、県外の百貨店や量販店に商品を卸したりする干物製造販売が専門。地元での店舗展開を検討する中「国道42号沿いの物件は駐車場確保が難しい上、車のない人は利用しづらい」(西川武志社長)として、移動販売に乗り出すことにした。(2017年5月16日中日新聞三重版)

○ 精神的疾患で99人休職／県議会常任委

三重県教職員 ここ10年で最多

県議会は24日、戦略企画雇用経済と教育警察の両常任委員会を開いた。県教委は教職員の健康管理をめぐる現状について報告。精神神経系の疾患で平成27年度中に休職した教職員は99人と、この10年間で最多となったことを明らかにした。前年度より9人多く、2年連続で増加。県教委は「増加の理由は分からないが、未然防止や職場復帰の支援に努めたい」としている。▽15270人の全教職員に占める精神神経系疾患による休職者の割合は0.65%で、全国平均(0.54%)の1.2倍。2年連続で全国平均を上回っている。(2017年5月25日伊勢新聞)

●行事案内

◆東三河くらしと自治研究所第11回定期総会・記念講演会

日時 6月18日(日)14時～17時

会場 豊橋市市民センター(カリオンビル
6階、多目的ホール)

記念講演 「まち・むらの今と新しい時代の地域おこし」

講師 保母 武彦氏(島根大学名誉教授)

◆まちづくり読書会

自治体問題研究所発行「住民と自治」を読みあい、自由に話し合います。

日時：6月25日(日) 13時30分～15時30分

場所：瑞穂図書館集会室

テーマ：2026年アジア競技大会について

主催：まちづくり読書会実行委員会

※問合せ先：五十嵐Tel:090-5633-5154

◆第10回都市再生プラン研究会

日時：7月2日(土) 午後1時30分から

会場：イーブルなごや
(名古屋市女性会館)

地下鉄名城線東別院下車1番出口から東へ
徒歩3分

内容：輪読会

- ① 諸富徹著「エネルギー自治」で地域再生！飯田モデルに学ぶ（岩波ブックレット）
- ② ジェイコブス著「発展する地域 衰退する地域—地域が自立するための経済学」（3回に分けて開催。第一弾）

◆第59回 自治体学校in千葉

日時：7月22日(土) から24日(月)

会場：千葉市

千葉の森公園芸術文化ホール
植草学園大学

◆第11回都市再生プラン研究会

日時：7月30日(土) 午後1時30分から

会場：イーブルなごや

(名古屋市女性会館)

地下鉄名城線東別院下車1番出口から東へ
徒歩3分

内容：(1) 研究発表(準備中)

(2) 輪読会

ジェイコブス著「発展する地域 衰退する地域—地域が自立するための経済学」（3回に分けて開催。第二弾）

▼ 会費納入のお願い ▼

「東海自治体問題研究所」の
「会員」の皆さんへ

会費納入のお願いを今月号の所報に同封しました。早めの納入にご協力お願いします。

● ゆうちょ銀行引き落としの手続きをされた方へ

「会費」の引落しは6月26日です。2017年7月～12月までの半年分です。1年分の引落しを希望された方には今回1年分を引き落とします。よろしくお願いいたします。

「東三河くらしと自治研究所」の会員の方の
次回納付月は10月です。

<お詫びと訂正>

◆6月号掲載(5月10日発行)

「医療・介護再編への愛知の状況と課題
その1—国保の都道府県単位化について」
以下のように訂正します。

P2右、中見出し、国保除→国保

P2右、19行目及び22行目「分賦金」→「納付金」

◆5月号掲載(4月10日発行)

「カット法と年金制度」

P9左、上から12行目「月額6千円」としましたが「5千円」の誤りでした。まだ支給ははじまっていません。(消費税10%値上げが条件の法律です)